

審 査 基 準

令和元年12月1日作成

| | |
|-------------|---|
| 法 令 名 | 道路交通法 |
| 根 拠 条 項 | 第94条第2項 |
| 処 分 の 概 要 | 免許証の再交付 |
| 原権者（委任先） | 鳥取県公安委員会 （仮免許証の再交付については、鳥取県警察本部長） |
| 法 令 の 定 め | 道路交通法施行規則第21条（免許証の再交付の申請） |
| 審 査 基 準 | |
| 標 準 処 理 期 間 | 14日 |
| 申 請 先 | 申請書は、東部、中部又は西部の各地区運転免許センターの窓口 に提出してください。 |
| 問 い 合 わ せ 先 | 鳥取県警察本部交通部運転免許課 |
| 備 考 | |